

2023(令和5)年10月1日～

「特定求職者雇用開発助成金」の提出書類に関する変更を行います 有期雇用労働者の場合、雇用契約書に 「自動更新」である旨が明記されていることが必要になります

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象が有期雇用契約の労働者の場合、**対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」**であることが必要です。

現在、雇用契約書に自動更新の記載がない場合も、就業の実態や疎明内容等も踏まえて一部支給対象としていますが、より適正な支給を行うために、今後は、**雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要**となります。

変更後の取り扱い
の適用対象

令和5年10月1日以降に採用した労働者

変更内容

現行

例外的な取扱いとして、疎明書の提出により、契約更新の実態が有期雇用（自動更新）であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認める

[例外的な取扱いとして、更新の実態も踏まえて判断]



変更後（R5.10.1～）

雇用契約書に有期雇用（自動更新）である旨、明記されている場合のみ助成対象とする

[雇用契約書に記載されている内容により判断]

- 審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

対象となるコース

特定求職者雇用開発助成金のうち、以下の4コースが対象となります。

- 「特定就職困難者コース」
- 「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」
- 「生活保護受給者等雇用開発コース」
- 「成長分野等人材確保・育成コース」

お問い合わせ先

特定求職者雇用開発助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
また、ご不明点などは以下のお問合せ先にご連絡をお願いします。

ハローワーク新津 求人・学卒部門
電話：0250-22-2233（部門コード 32 井）
（受付：平日8時30分～17時15分）



[ウェブサイトはこちら](#)

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象者を有期雇用労働者として採用した場合、労働者が希望する限り年齢が65歳以上に達するまで契約更新ができる「自動更新」である旨、明記されていることが必要となります。
 令和5年10月1日以降に採用した労働者から適用。

(一般労働者用；常用、有期雇用型)

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、 期間の定めあり (○年○月○日～□年□月□日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 自動的に更新する 更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他 ()] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他 ()
就業の場所	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門)・Ⅱ(定年後の高齢者) Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間 (年 か月 (上限10年))
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務 (開始日： 完了日：)
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業 (時 分) 終業 (時 分) 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等； () 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) 〔 始業 (時 分) 終業 (時 分) (適用日) (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレックスタイム(始業) 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コタイム 時 分から 時 分) (4) 事業場外みなし労働時間制；始業 (時 分) 終業 (時 分) (5) 裁量労働制；始業 (時 分) 終業 (時 分) を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間 () 分 3 所定時間外労働の有無 (有 , 無)
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他 () ・非定休日；週・月当たり 日、その他 () ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇 (有・無) → か月経過で 日 時間単位年休 (有・無) 2 代替休暇 (有・無) 3 その他の休暇 有給 () 無給 () ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)

10月1日から、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）と併用する場合において「特定求職者雇用開発助成金」の審査方法を一部変更します

「特定求職者雇用開発助成金」は、令和5年10月1日の雇入れから審査方法を一部変更しますので、トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）と併用する場合において、今後ご利用をお考えの事業主の皆さまは、ご注意ください。

審査方法の変更点

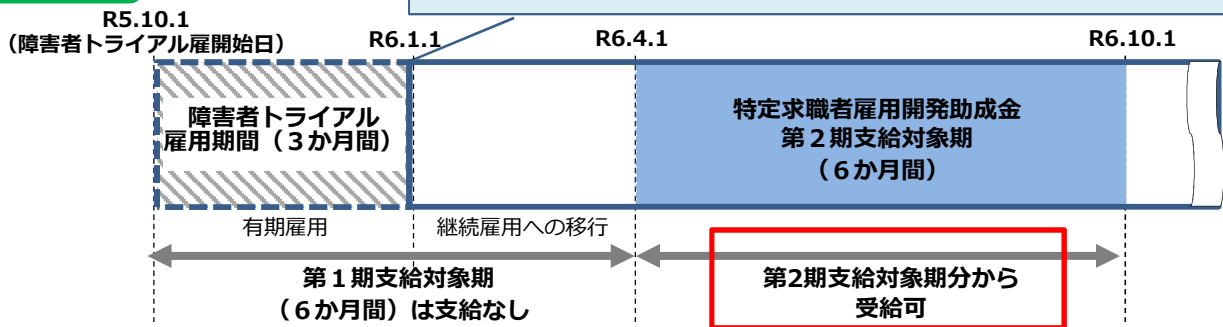
障害者トライアル雇用により雇入れた対象労働者を、**トライアル雇用終了後も引き続き雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の併給に当たっては、継続雇用に移行した時点の雇用契約書等に明記する雇用期間にご留意ください。**

現行：継続雇用に移行後も有期雇用労働者の場合「更新する場合がある」でも疎明書により受給可

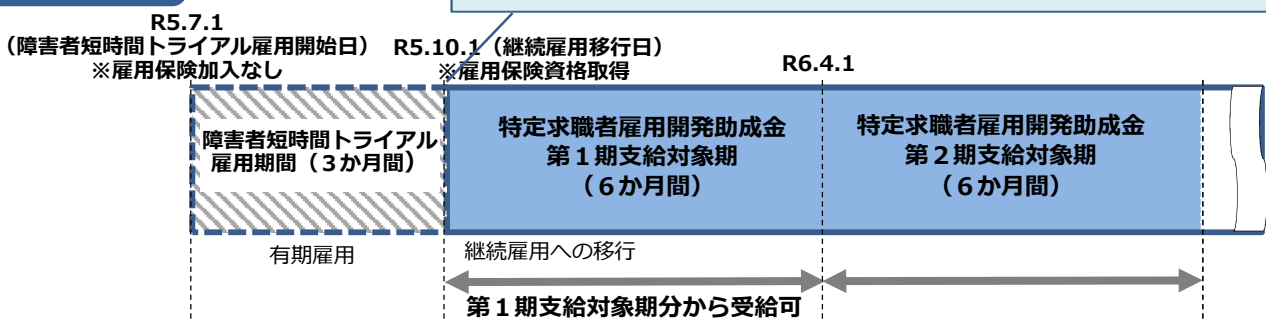
変更後

「自動更新」と明記されている必要があります。

障害者トライアル雇用の場合



障害者短時間トライアル雇用の場合



ご注意ください

- ▶ 継続雇用に移行した時点の雇用形態が有期雇用労働者の場合、雇用契約書等に「自動更新」である旨を明記されたとしても、対象労働者の体調や勤務成績、業績等で更新の有無を判断するといった「更新条件」が併記されている場合は、特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができません。
- ▶ 詳しくはお近くのハローワークにお問い合わせください。



障害者トライアル雇用・障害者短時間トライアル雇用により雇入れた対象労働者を、トライアル雇用終了後も引き続き有期雇用労働者として雇用する場合、特定求職者雇用開発助成金の併給に当たっては、継続雇用に移行した時点の雇用契約書等に「自動更新」である旨、明記されていることが必要となります。

(一般労働者用；常用、有期雇成型)

労働条件通知書

年 月 日	
事業場名称・所在地 使用者職氏名	
契約期間	期間の定めなし、 期間の定めあり （○年○月○日～□年□月□日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 自動的に更新する 更新する場合があります得る・契約の更新はしない・その他（ ）] 2 契約の更新は次により判断する。 ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他（ ） 【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ（高度専門）・Ⅱ（定年後の高齢者） Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間（ 年 か月（上限10年）
就業の場所	「自動更新」と明記されている場合であっても、本人の体調や勤務成績、業績等の更新の有無を判断する更新条件が付されている場合は、「特定求職者雇用開発助成金」の対象となりません。
従事すべき業務の内容	【有期雇用特別措置法による特例の対象者（高度専門）の場合】 ・特定有期業務（ 開始日： 完了日： ）
始業、終業の時刻、休憩時間、就業時転換(1)～(5)のうち該当するもの一つに○を付けること。、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような制度が労働者に適用される場合】 (2) 変形労働時間制等；（ ）単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日 ） (3) フレックスタイム制；始業及び終業の時刻は労働者の決定に委ねる。 （ただし、フレックスタイム（始業） 時 分から 時 分、 （終業） 時 分から 時 分、 コアタイム 時 分から 時 分） (4) 事業場外みなし労働時間制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 裁量労働制；始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条 2 休憩時間（ ）分 3 所定時間外労働の有無（ 有 ， 無 ）
休日	・定休日；毎週 曜日、国民の祝日、その他（ ） ・非定休日；週・月当たり 日、その他（ ） ・1年単位の変形労働時間制の場合一年間 日 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月経過で 日 時間単位年休（有・無） 2 代替休暇（有・無） 3 その他の休暇 有給（ ） 無給（ ） ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条

(次頁に続く)